

平成23年度 公立学校教職員の人事行政状況調査について

1. 教育職員の懲戒処分等について

平成23年度に当事者責任として懲戒処分を受けた教育職員の数は860人（前年度比45人減）。訓告等及び諭旨免職まで含めた懲戒処分等を受けた教育職員の数は4,319人（前年度比15人増）。

監督責任として懲戒処分を受けた教育職員の数は44人（前年度比50人減）、訓告等を含めた数は919人（前年度比54人増）。

(ア) 懲戒処分等の内訳（過去3年間）

（単位：人）

年 度	懲 戒 処 分					訓告等	諭 旨 免 職	総 計
	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計			
21年度	166 (0)	148 (0)	246 (23)	383 (114)	943 (137)	7,031 (915)	7 (0)	7,981 (1,052)
22年度	187 (0)	163 (0)	220 (43)	335 (51)	905 (94)	3,397 (771)	2 (0)	4,304 (865)
23年度	180 (0)	157 (1)	188 (5)	335 (38)	860 (44)	3,458 (875)	1 (0)	4,319 (919)

（注）（ ）内は、監督責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。監督責任による懲戒処分等とは、非違行為を行った所属職員に対する監督責任を問われた懲戒処分等である。

（調査対象）

平成23年度中における、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に対してなされた懲戒処分等。

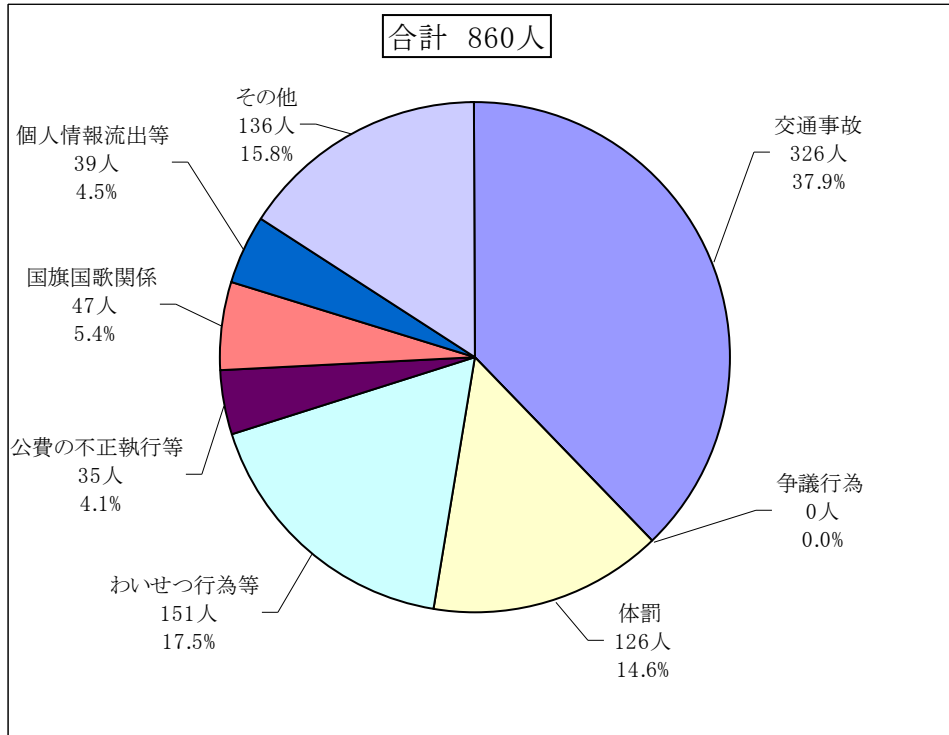
(イ) 処分事由別の内訳及び前年度比増減（平成23年度）

（単位：人）

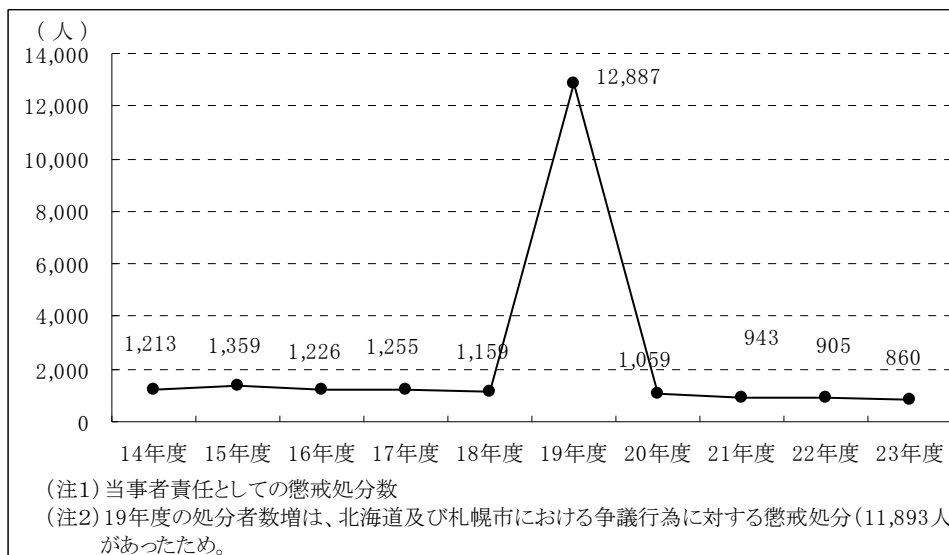
処分事由	① 懲戒処分		② 訓告等	③ 諭旨免職	合計 (①+②+③)		(参考)最近1 年間で最も多か った件数(年度)
		前年度比				前年度比	
交通事故	326	▲23	2,280	0	2,606	▲30	2,636(22年度)
争議行為	0	0	0	0	0	0	13,623(19年度)
体罰	126	▲5	278	0	404	47	494(15年度)
わいせつ行為等	151	▲1	18	1	170	▲5	196(15年度)
公費の不正執行又は手当等の不正受給	35	▲10	51	0	86	▲269	371(21年度)
国旗掲揚・国歌斉唱の取扱いに係るもの	47	26	5	0	52	28	200(15年度)
個人情報の不適切な取扱いに係るもの	39	▲14	174	0	213	▲8	286(21年度)
その他の服務違反等に係るもの	136	▲18	652	0	788	252	4,309(21年度)
合 計	860	▲45	3,458	1	4,319	15	17,482(21年度)

（注）個人情報の不適切な取扱いは、17年度から項目を設定

(ウ) 懲戒処分の事由別割合（平成23年度）



(エ) 懲戒処分者数の推移（過去10年間）



(参考) 教育職員に係る懲戒処分等の推移 (過去10年間)

(単位:人)

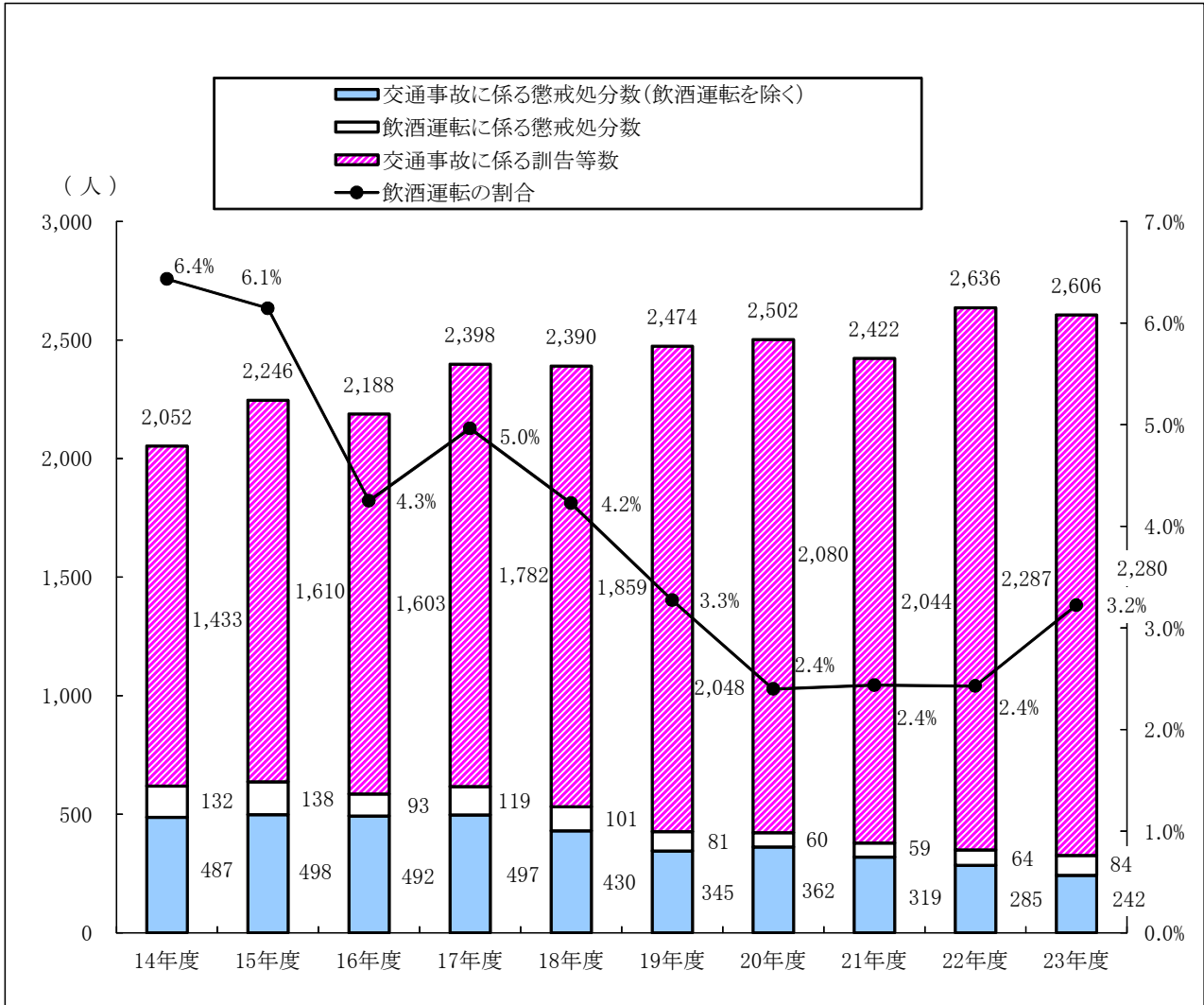
年 度	懲 戒 処 分				合 計	訓告等	諭 旨 免 職	総 計
	免 職	停 職	減 給	戒 告				
14年度	153	257	287 (21)	516 (78)	1,213 (99)	2,316 (769)	16	3,545 (868)
15年度	174	244	280 (28)	661 (91)	1,359 (119)	2,954 (1,111)	28	4,341 (1,230)
16年度	165	180 (1)	294 (27)	587 (68)	1,226 (96)	2,461 (798)	14	3,701 (894)
17年度	156	190 (2)	301 (22)	608 (44)	1,255 (68)	2,816 (851)	17	4,088 (919)
18年度	187	185	295 (30)	492 (175)	1,159 (205)	3,364 (888)	10	4,533 (1,093)
19年度	168	162	242 (19)	12,315 (70)	12,887 (89)	4,590 (776)	13	17,490 (865)
20年度	182	157 (1)	309 (26)	411 (44)	1,059 (71)	2,954 (951)	7	4,020 (1,022)
21年度	166	148	246 (23)	383 (114)	943 (137)	7,031 (915)	7	7,981 (1,052)
22年度	187	163	220 (43)	335 (51)	905 (94)	3,397 (771)	2	4,304 (865)
23年度	180	157 (1)	188 (5)	335 (38)	860 (44)	3,458 (875)	1	4,319 (919)

(注) () は、非違行為を行った所属職員 (事務職員等を含む。) に対する監督責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数

(1) 交通事故に係る懲戒処分等の状況

交通事故（人身事故等を伴わない交通違反も含む。）により当事者責任として懲戒処分等を受けた者のうち、飲酒運転（酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。）を原因とする者は84人で3.2%を占めている。

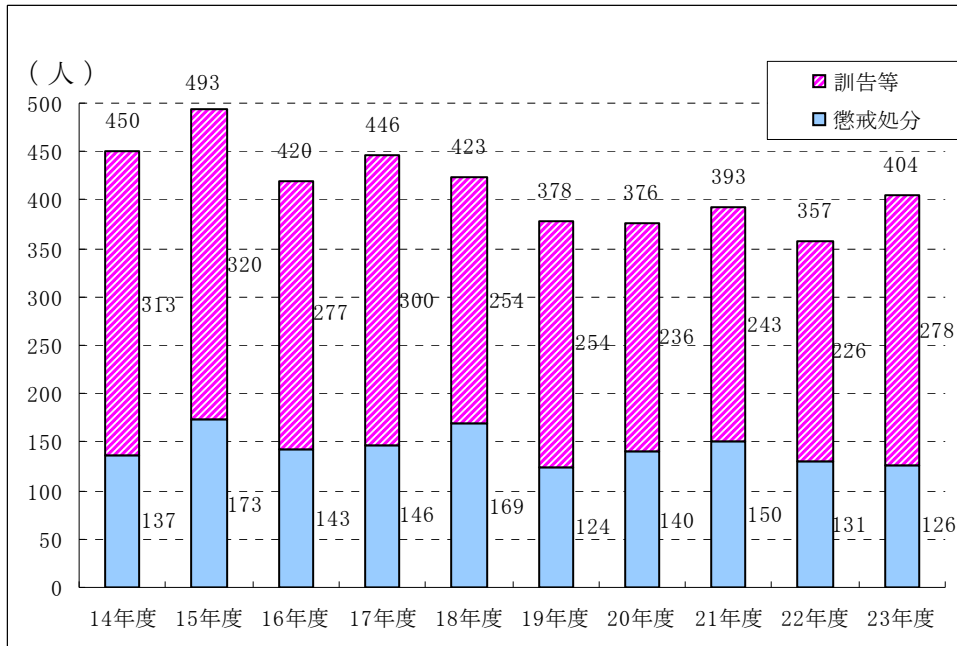
交通事故に係る懲戒処分等の推移（過去10年間）



(2) 体罰に係る懲戒処分等の状況

体罰を行ったことにより当事者責任として懲戒処分を受けた教育職員の数は126人（前年度比5人減）であり、訓告等を含めた懲戒処分等を受けた教育職員の数は404人（前年度比47人増）である。

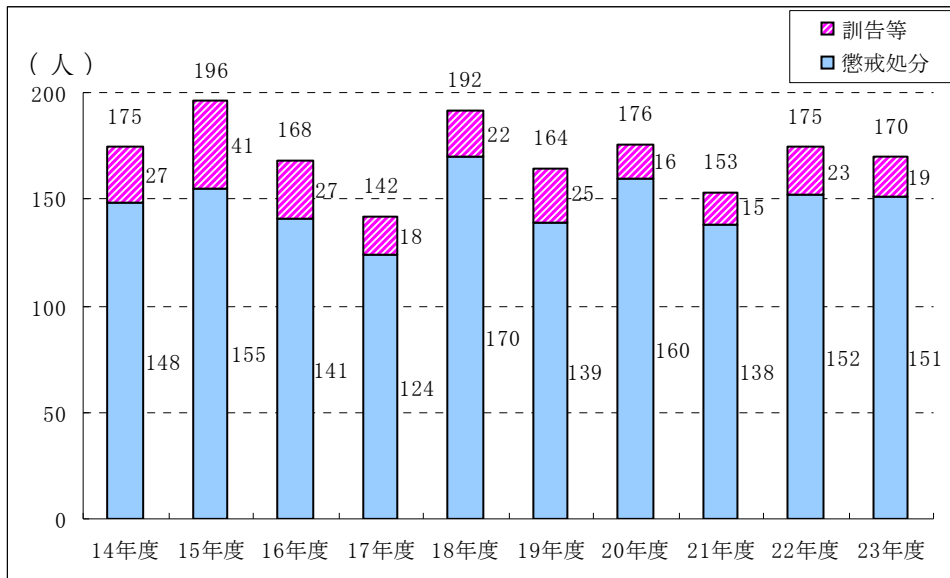
体罰に係る懲戒処分等の推移（過去10年間）



(3) わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況

わいせつ行為等を行ったことにより当事者責任として懲戒処分を受けた教育職員の数は151人（前年度比1人減）であり、訓告等及び諭旨免職を含めた懲戒処分等を受けた教育職員の数は170人（前年度比5人減）である。

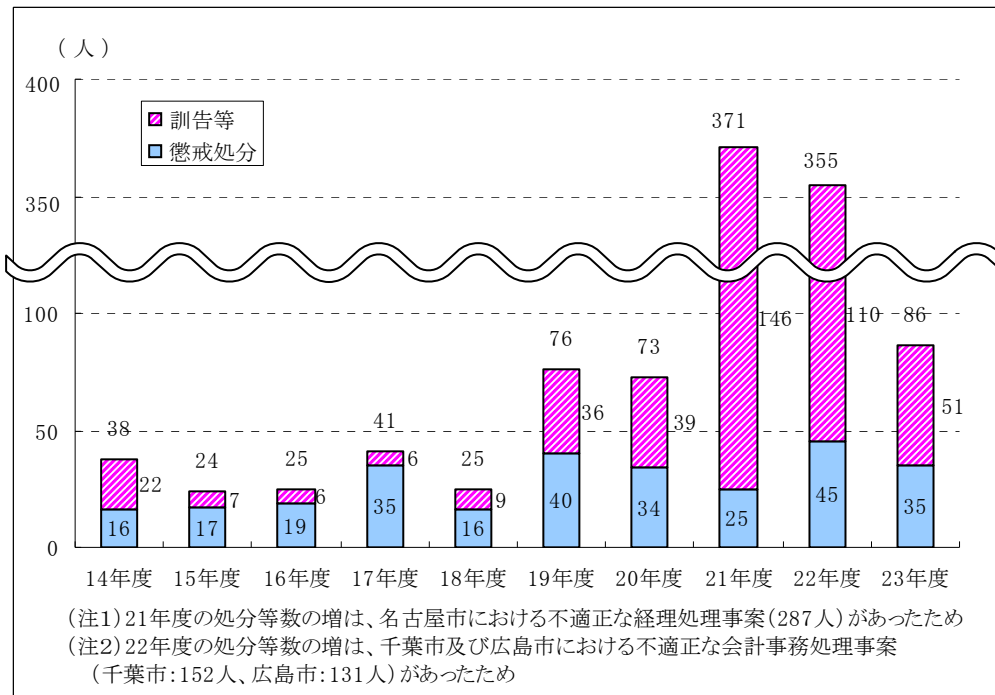
わいせつ行為等に係る懲戒処分等の推移（過去10年間）



(4) 公費の不正執行又は手当等の不正受給に係る懲戒処分等の状況

公費の不正執行又は手当等の不正受給を行ったことにより当事者責任として懲戒処分を受けた教育職員の数は35人（前年度比10人減）であり、訓告等を含めた懲戒処分等を受けた教育職員の数は86人（前年度比269人減）である。

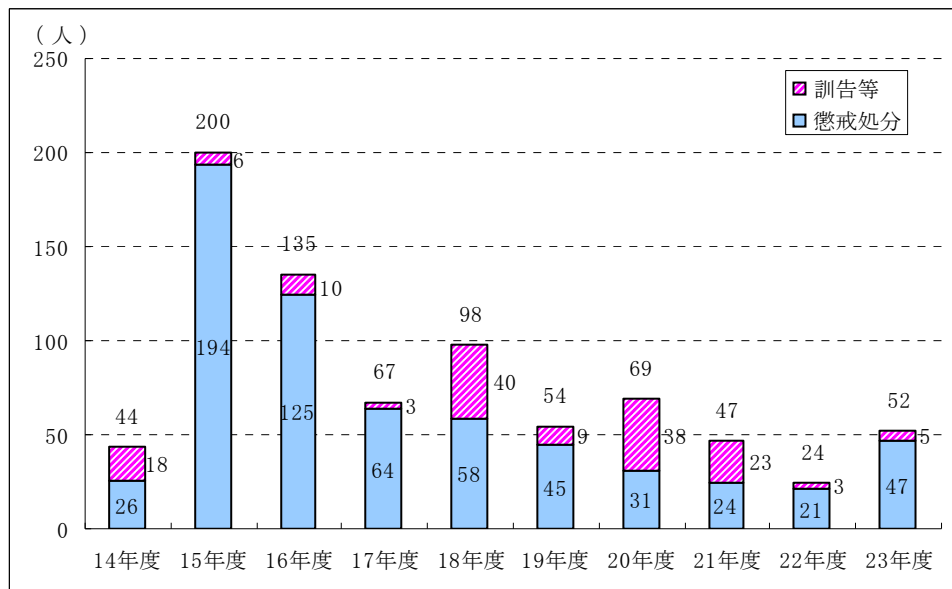
公費の不正執行又は手当等の不正受給に係る懲戒処分等の推移（過去10年間）



(5) 国旗掲揚、国歌斉唱の取扱いに係る懲戒処分等の状況

国旗掲揚、国歌斉唱の取扱いに係る懲戒処分を受けた教育職員の数は47人（前年度比26人増）であり、訓告等を含めた懲戒処分等を受けた教育職員の数は52人（前年度比28人増）である。

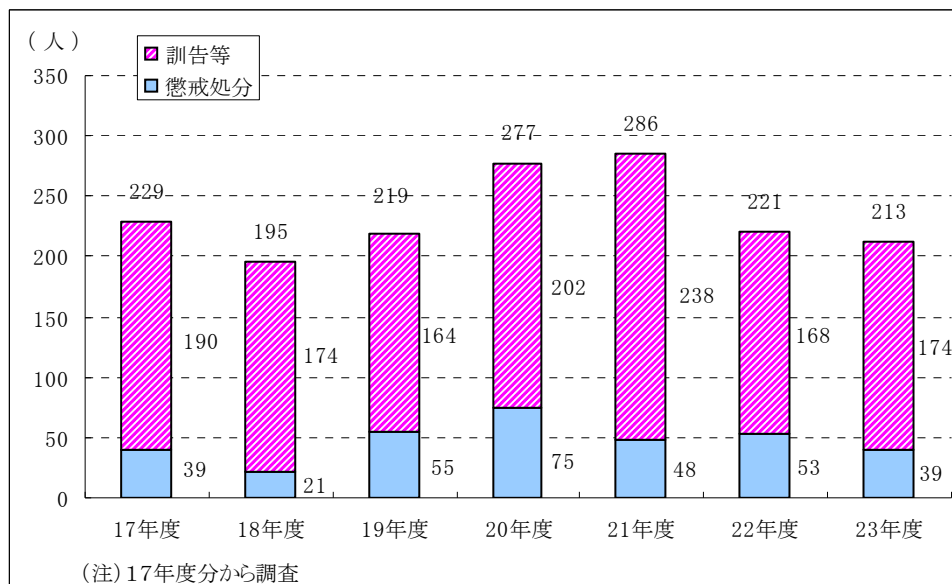
国旗掲揚、国歌斉唱の取扱いに係る懲戒処分等の推移（過去10年間）



(6) 個人情報の不適切な取扱いに係る懲戒処分等の状況

個人情報の不適切な取扱いに係る懲戒処分を受けた教育職員の数39人（前年度比14人減）であり、訓告等を含めた懲戒処分等を受けた教育職員の数213人（前年度比8人減）である。

個人情報の不適切な取扱いに係る懲戒処分等の推移（過去7年間）



(7) 懲戒処分に関する処分基準の作成及び懲戒処分の公表に関する取組状況

平成24年4月1日現在、懲戒処分全般に関する基準を作成しているのは67都道府県・政令指定都市中57都道府県市で、交通事故など懲戒処分の一部について基準を作成しているのは9県市である。

また、すべての都道府県・政令指定都市教育委員会において、懲戒処分等が行われた際には、原則、その事案を記者発表または資料配布等により情報提供を行っている。

	22年度	23年度	24年度
懲戒処分全般に関する基準作成	54教委	54教委	57教委
交通事故など懲戒処分の一部の基準作成	11教委	11教委	9教委
基準を作成していない	1教委(北九州市)	1教委(北九州市)	1教委(北九州市)

2. 指導が不適切な教員の認定及び措置等について

(1) 指導が不適切な教員の認定者数

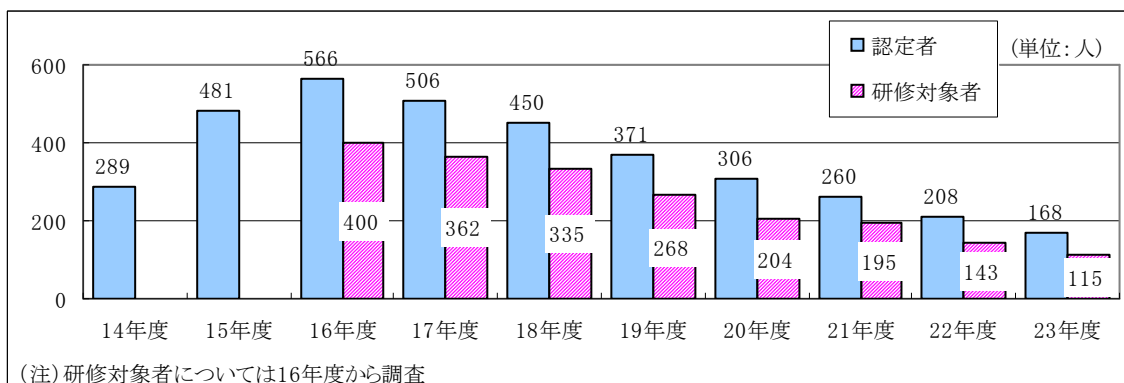
(ア) 指導が不適切な教員の認定者数等の状況（平成23年度）

指導が不適切な教員の認定及び措置等の状況（単位：人）											
認定者総数 (①+②+③)	うち、23年度新規認定者	①23年度に研修を受けた者							② 研修受講予定者のうち、別の措置がなされた者	③ 24年度からの研修対象者	
		現場復帰	依願退職	分限免職	分限休職	転任	研修継続	その他			
168	73	108	47	24	3	8	2	20	4	7	53

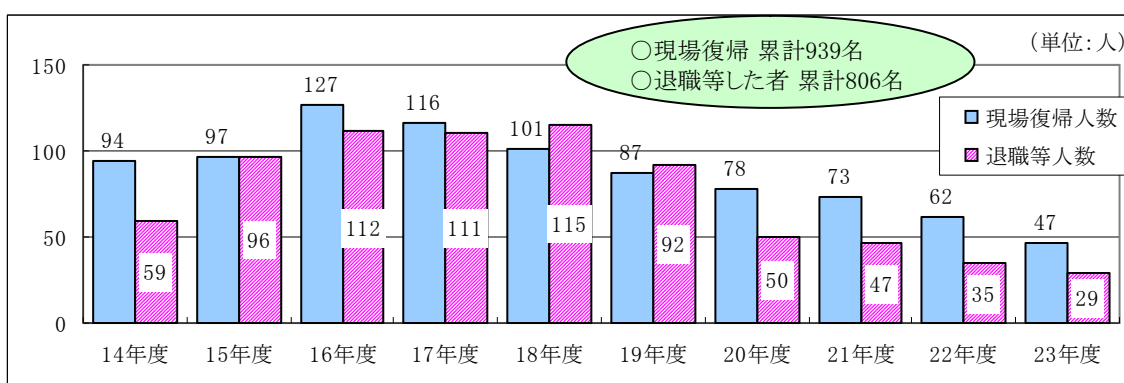
※1 「①その他」の内訳・・・他の研修受講：1人、死亡退職：1人、病気休暇2人

※2 「②」の内訳・・・依願退職：2人、分限休職：5人

(イ) 指導が不適切な教員の認定者数の推移（過去10年間）



(ウ) 指導が不適切な教員のうち現場復帰または退職等した者（過去10年間）



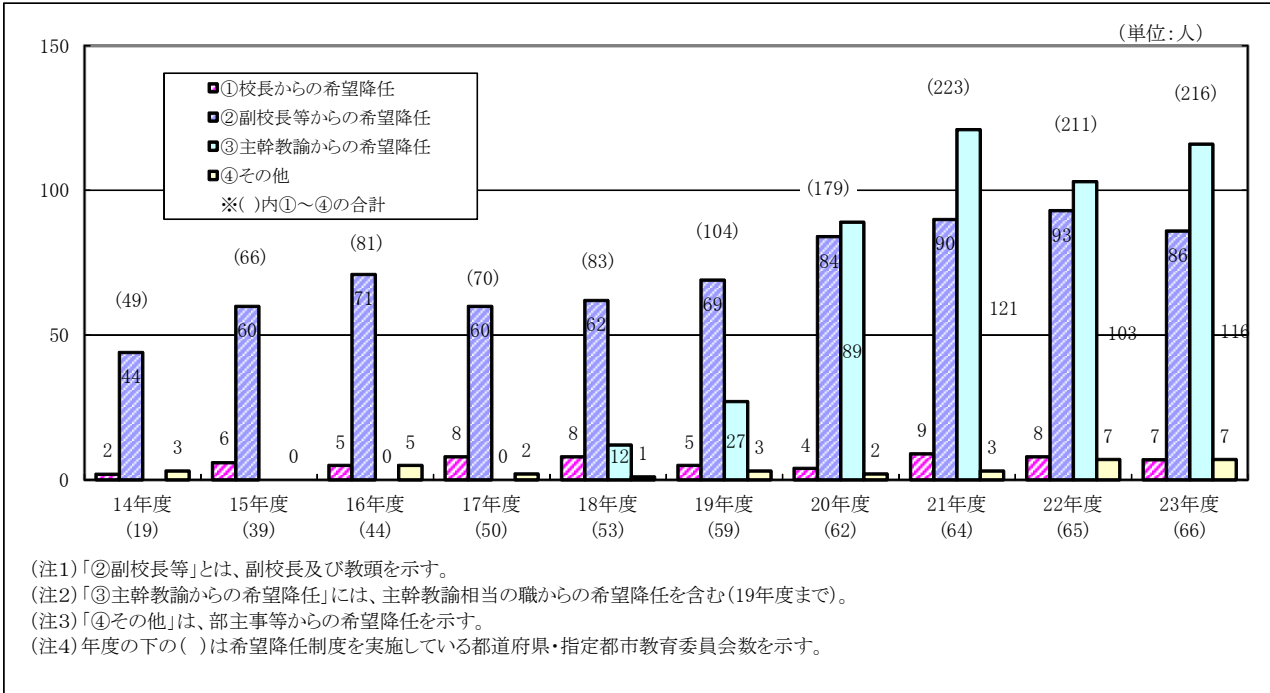
(2) 「指導に課題のある教員」に対する取組について（過去3年間）

平成24年4月1日現在、教科等の指導に当たって一定の課題がみられるが、「指導が不適切である」教諭等であるとの認定に至らない教諭等についても、児童等に対する十分な教育上の配慮を行った上で、教育委員会として必要な支援策を講じることが求められており（「指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン（平成20年2月8日文部科学省）」より）、33都道府県・政令指定都市教育委員会がこの「指導に課題のある教員」に対する研修を実施している。

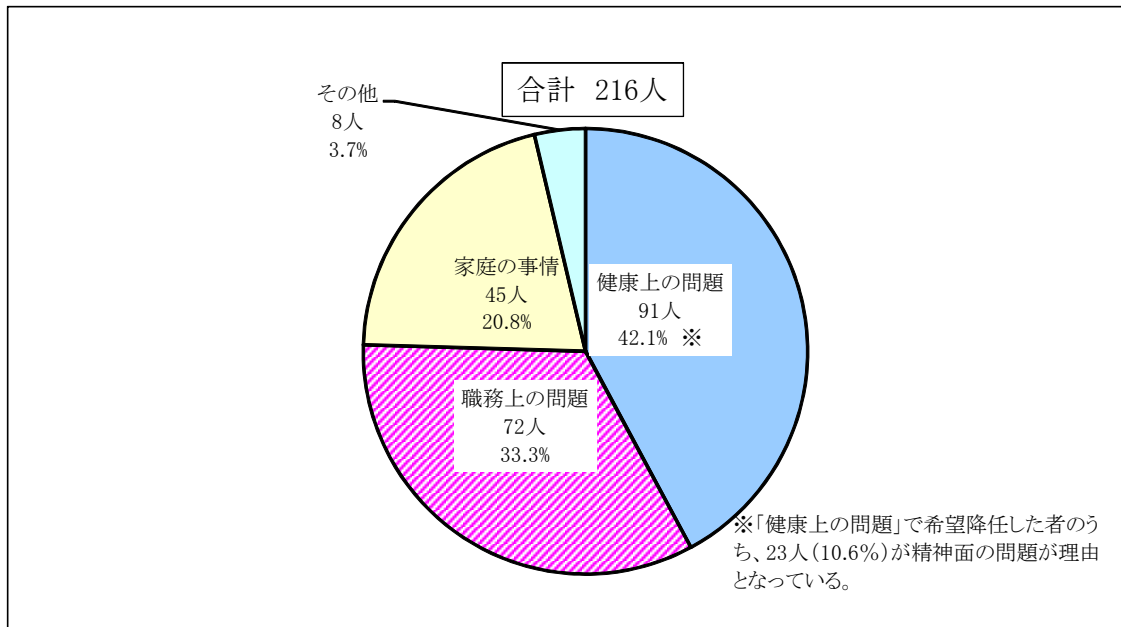
	22年度	23年度	24年度
「指導に課題のある教員」に対する研修の実施	27教委	31教委	33教委

(3) 希望降任制度の状況について

(ア) 希望降任制度の実施状況の推移（過去10年間）

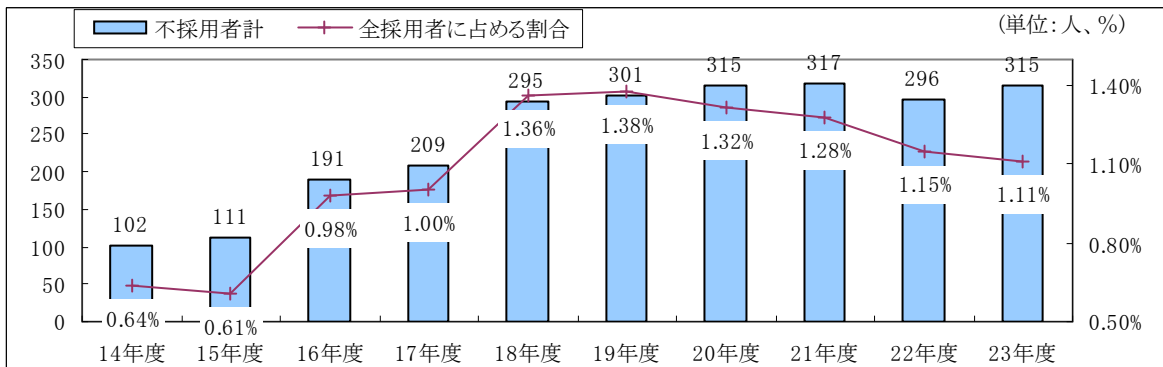


(イ) 希望降任制度により降任となった者の理由（平成23年度）

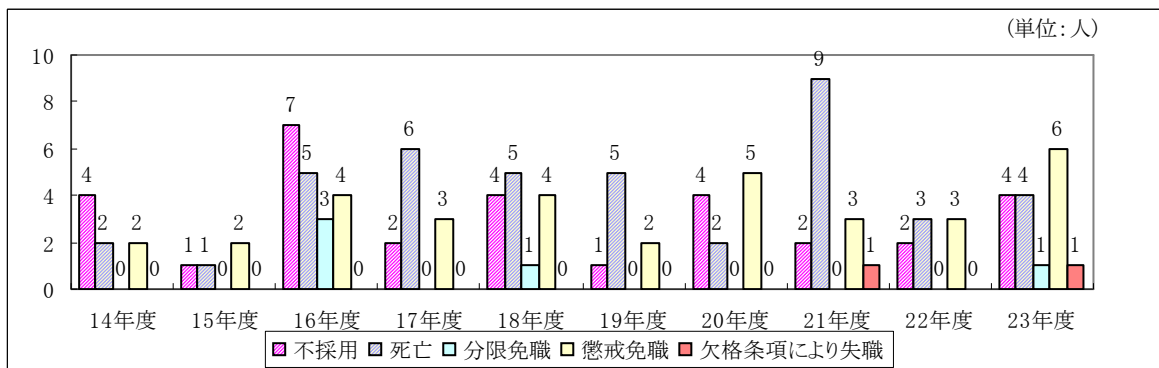


(4) 条件附採用制度の状況について

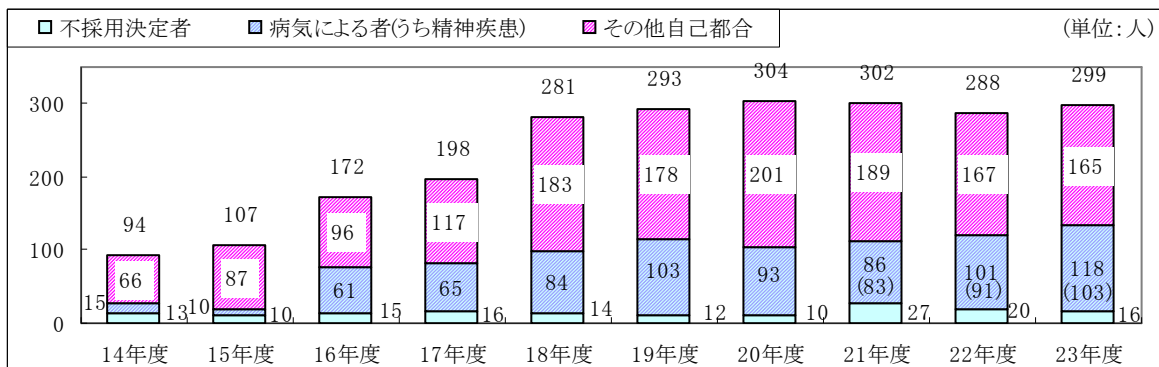
(ア) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者の推移 (過去10年間)



(イ) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者 (依願退職者を除く) の数の推移 (過去10年間)



(ウ) 条件附採用期間を経て正式採用とならなかった者 (依願退職者) の数の推移 (過去10年間)



(注) 病気を理由とする依願退職者のうち精神疾患によるものの数は、21年度から調査

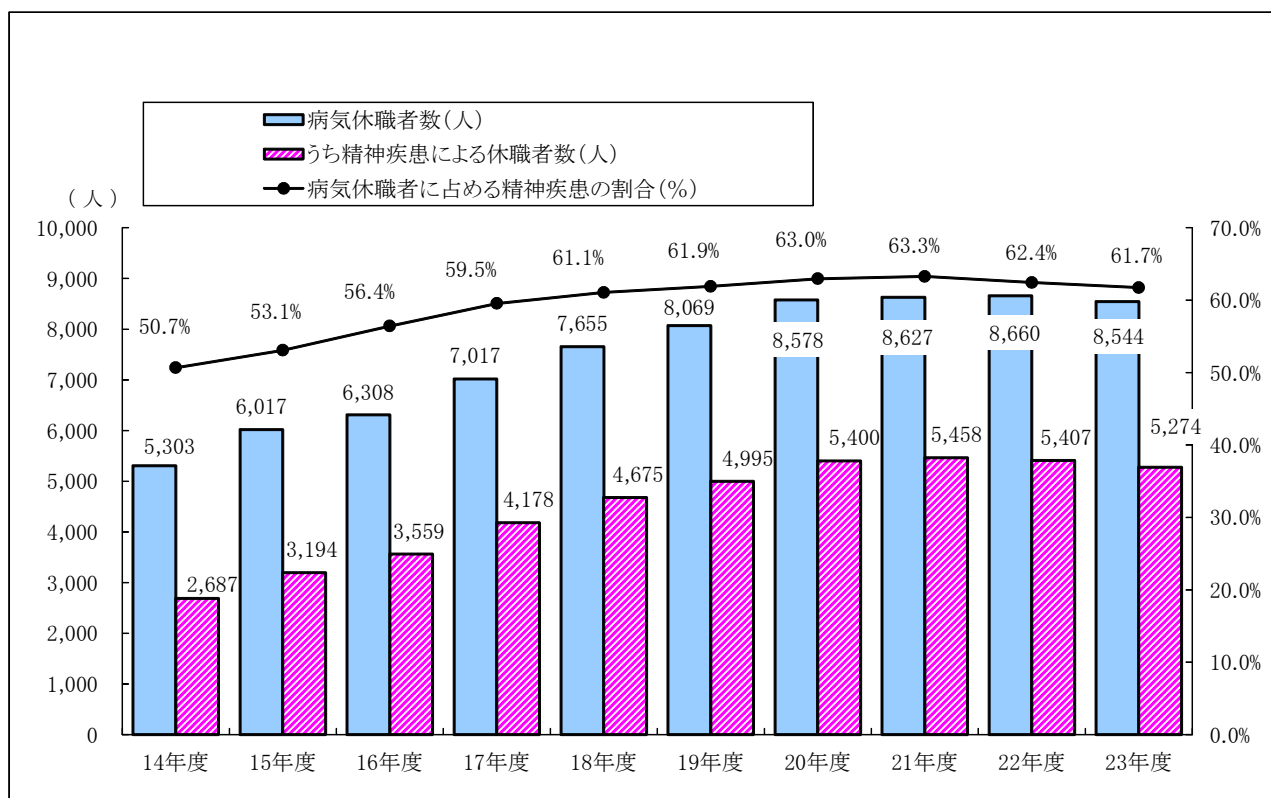
3. 教育職員の病気休職者等について

平成23年度の分限処分は、全体で8,756人（前年度比143人減）である。そのうち病気休職処分が8,544人（前年度比116人減）と全体の97.6%を占めている。病気休職のうち精神疾患によるものが、5,274人（前年度比133人減）で61.7%を占めている。

（単位：人）

年 度	降 任	免 職	休 職				降 給	合 計
			病気休職	うち精神疾患	起訴休職	そ の 他		
22年度	2	9	8,660	(5,407)	25	203	0	8,899
23年度	1	12	8,544	(5,274)	16	183	0	8,756

病気休職者数の推移（過去10年間）



(参考) 教育職員に係る分限処分の推移 (過去10年間)

(単位:人)

年 度	降任	免職	休 職				降給	合 計	
			病気休職	うち精神疾患	起訴休職	その他			
14年度	3	10	5,449	5,303	2,687	9	137	0	5,462
15年度	10	19	6,275	6,017	3,194	15	243	0	6,304
16年度	4	25	6,524	6,308	3,559	12	204	0	6,553
17年度	3	17	7,239	7,017	4,178	14	208	0	7,259
18年度	2	16	7,883	7,655	4,675	16	212	0	7,901
19年度	0	14	8,310	8,069	4,995	17	224	0	8,324
20年度	5	8	8,787	8,578	5,400	17	192	0	8,800
21年度	0	12	8,857	8,627	5,458	21	209	0	8,869
22年度	2	9	8,888	8,660	5,407	25	203	0	8,899
23年度	1	12	8,756	8,544	5,274	16	183	0	8,756

(1) 病気休職者の状況

(ア) 病気休職者数等の推移 (過去10年間)

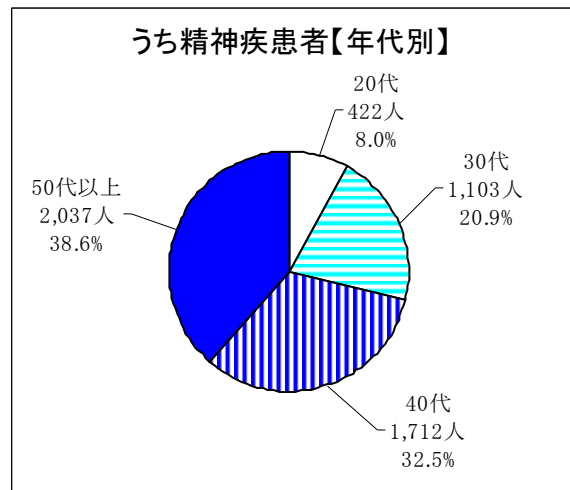
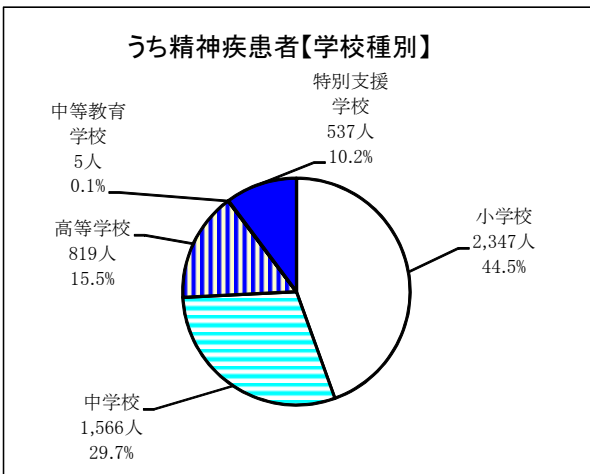
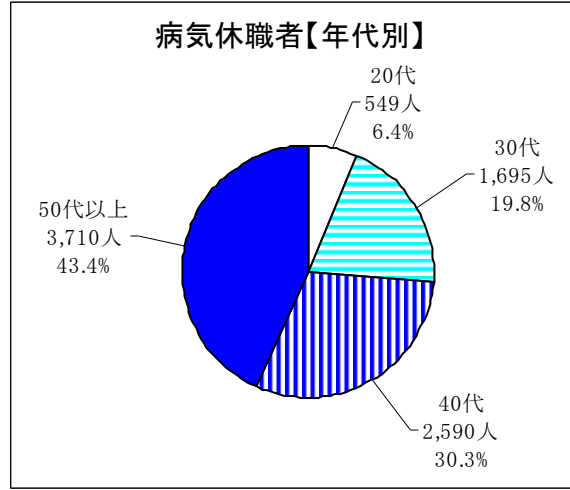
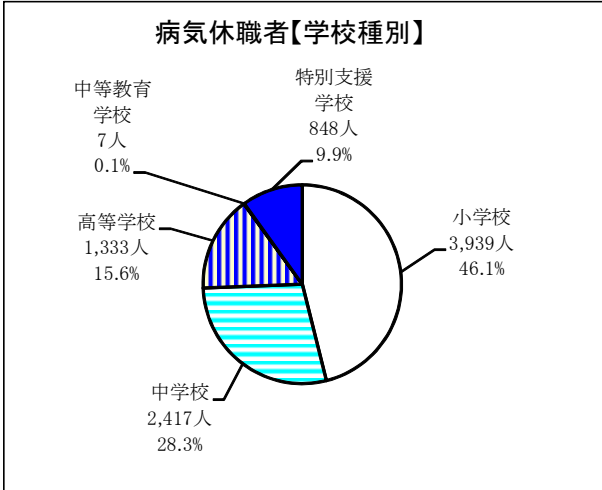
(単位:人)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
在職者数 (A)	925,938	925,007	921,600	919,154	917,011	916,441	915,945	916,929	919,093	921,032
病気休職 者数 (B)	5,303	6,017	6,308	7,017	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660	8,544
うち精神疾 患による休 職者数 (C)	2,687	3,194	3,559	4,178	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407	5,274
在職者比(%) (B)／(A)	0.57	0.65	0.68	0.76	0.83	0.88	0.94	0.94	0.94	0.93
(C)／(A)	0.29	0.35	0.39	0.45	0.51	0.55	0.59	0.60	0.59	0.57
(C)／(B)	50.7	53.1	56.4	59.5	61.1	61.9	63.0	63.3	62.4	61.7

(注) 「在職者数」は、当該年度の「学校基本調査報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員(本務者)の合計

(イ) 病気休職者の内訳

精神疾患による休職者については、教員構成比に比べて、40代以上の割合が高い。

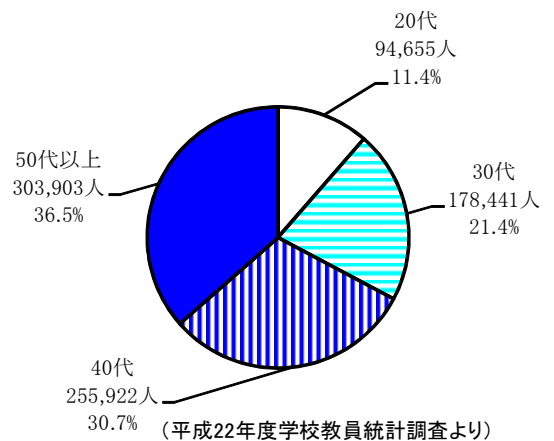


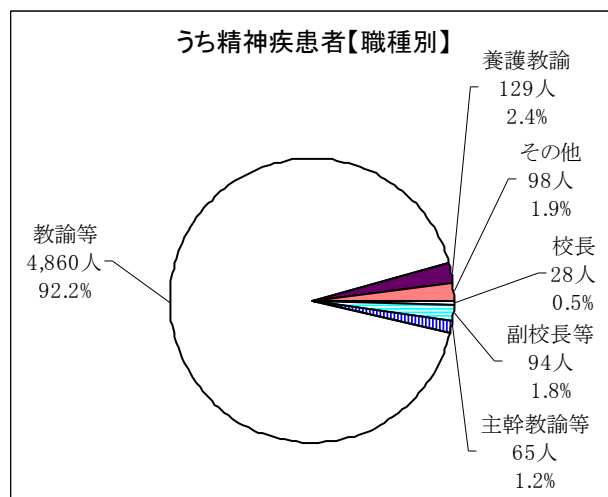
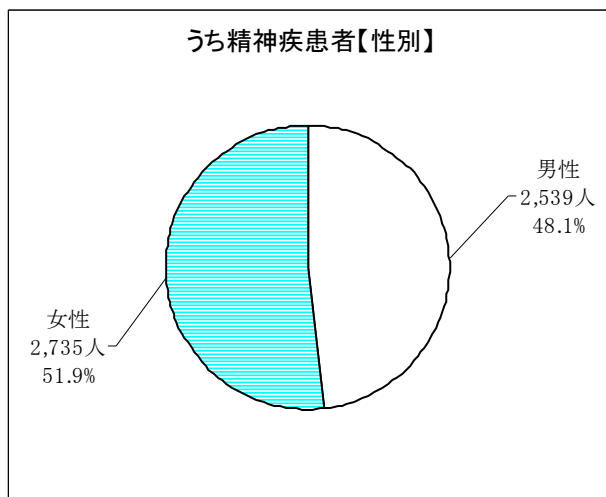
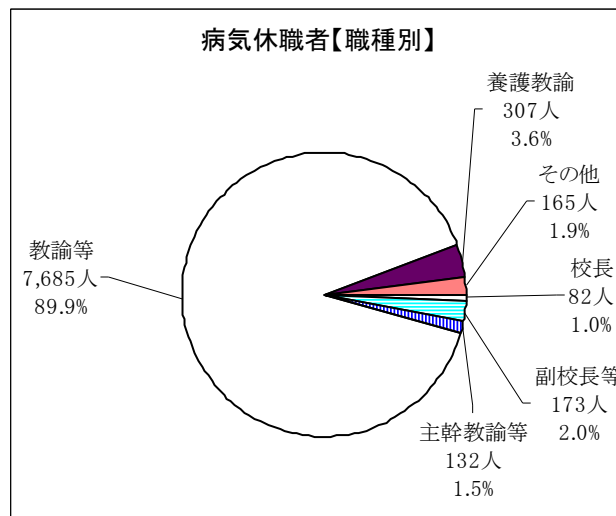
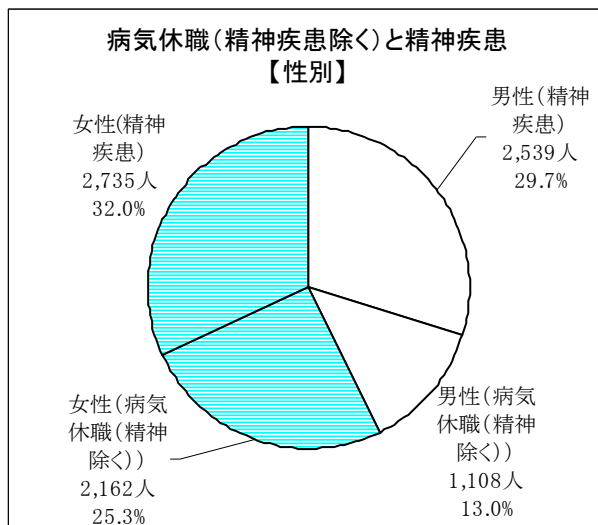
学校種別の精神疾患者の割合

	精神疾患者A	在職者数B	A/B
小学校	2,347人	413,024人	0.57%
中学校	1,566人	236,433人	0.66%
高等学校	819人	190,909人	0.43%
中等教育学校	5人	1,234人	0.41%
特別支援学校	537人	79,432人	0.68%
計	5,274人	921,032人	0.57%

(注) 在職者数:平成23年度学校基本調査より

《参考》公立学校年代別教員数構成比率





性別の精神疾患者の割合

	精神疾患者A	在職者数	A/B
男性	2,539人	452,391人	0.56%
女性	2,735人	468,641人	0.58%
計	5,274人	921,032人	0.57%

(注) 在職者数:平成23年度学校基本調査より

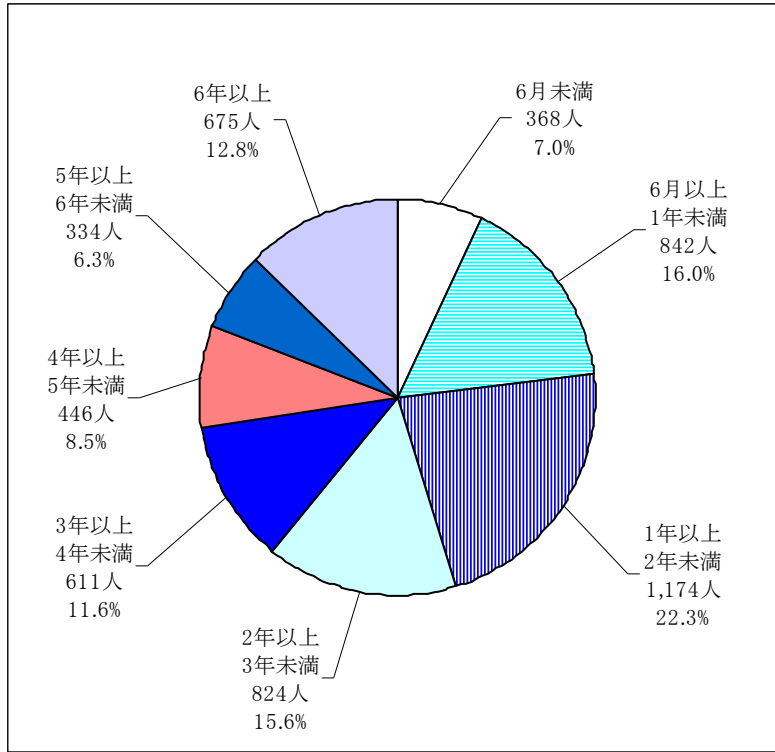
職種別の精神疾患者の割合

	精神疾患者A	在職者数B	A/B
校長	28人	34,926人	0.08%
副校長等	94人	38,841人	0.24%
主幹教諭等	65人	19,378人	0.34%
教諭等	4,860人	766,612人	0.63%
養護教諭	129人	39,637人	0.33%
その他	98人	21,638人	0.45%
計	5,274人	921,032人	0.57%

(注) 在職者数:平成23年度学校基本調査より

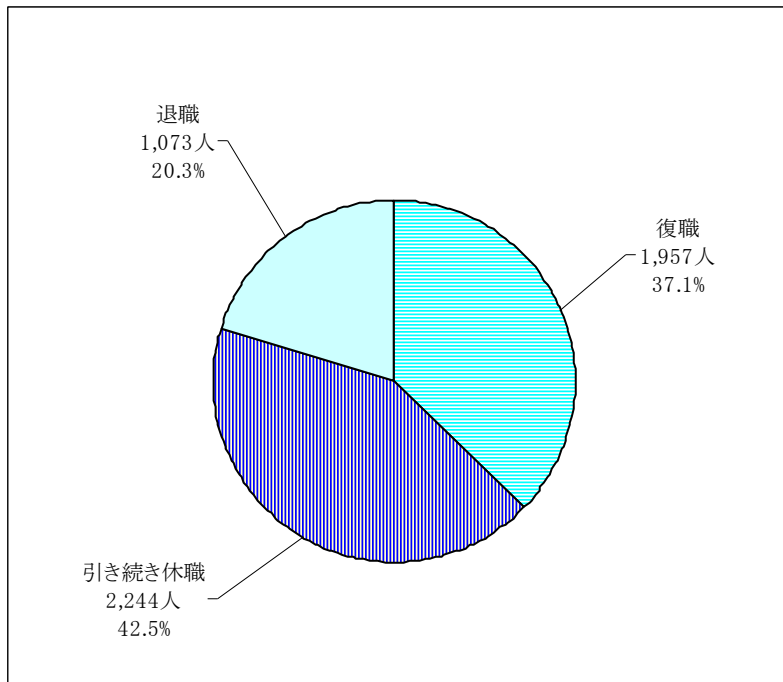
(ウ) 精神疾患による休職発令時点での所属校における勤務年数

精神疾患による休職者のうち、約半数が所属校勤務2年未満で休職が発令されている。



(エ) 精神疾患による休職者の休職発令後の状況

精神疾患による休職者のうち、約4割が休職を継続し、約4割が復職している。



(2) 都道府県・政令指定都市教育委員会における精神疾患により病気休職となった者に対する復職支援

実施態様等	実施している教育委員会数	
	23年度 (全66教委中)	24年度 (全67教委中)
復職支援プログラムを実施している。	63	66
(うち復職後の経過観察等も含む復職支援プログラムを実施している)	45	51
復職支援プログラムを実施する予定である。	1	0
実施を検討中である。	2	1
実施予定はない。	0	0

4. 教員評価について

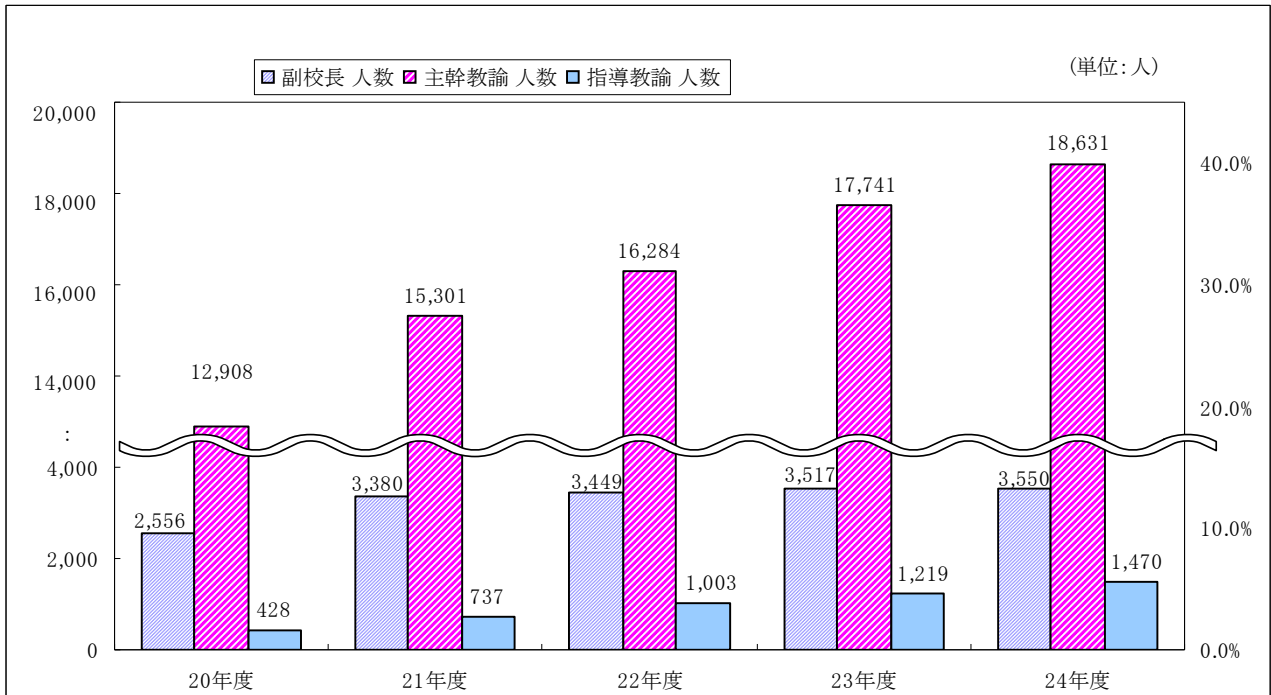
各都道府県・指定都市教育委員会における評価結果の活用分野等

活用分野等	活用している教育委員会数		
	22年度 (全66教委中)	23年度 (全66教委中)	24年度 (全67教委中)
研修	27	23	23
人材育成・能力開発・資質向上	—	56	59
配置転換	19	19	18
昇任	24	23	24
降任・免職	6	6	5
昇給・降給	23	25	24
勤勉手当	18	20	19
表彰	18	19	18
条件附採用期間の勤務状況判定	25	25	25
指導改善研修の認定	17	16	16
その他(学校(組織)の活性化等)	22	13	13
評価結果を特に活用していない	9	0	0

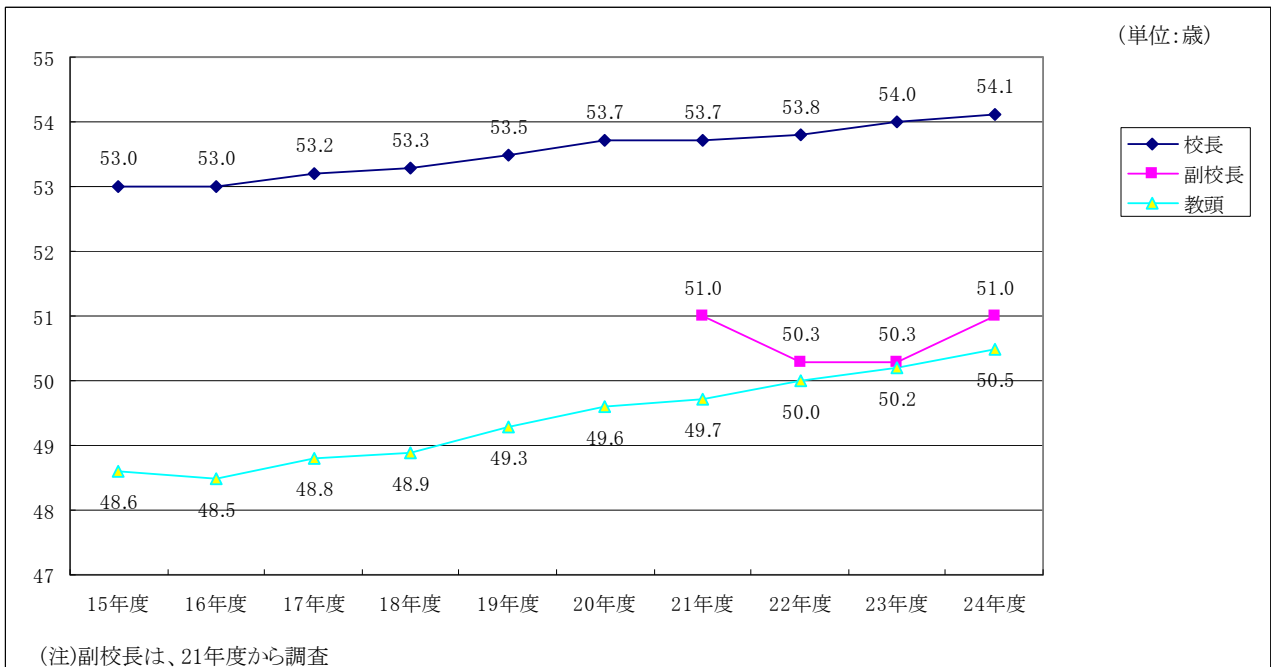
(注)「人材育成・能力開発・資質向上」は、23年度から調査

5. 校長・教頭等の登用状況について

(1) 副校長、主幹教諭及び指導教諭の人数（過去5年間）

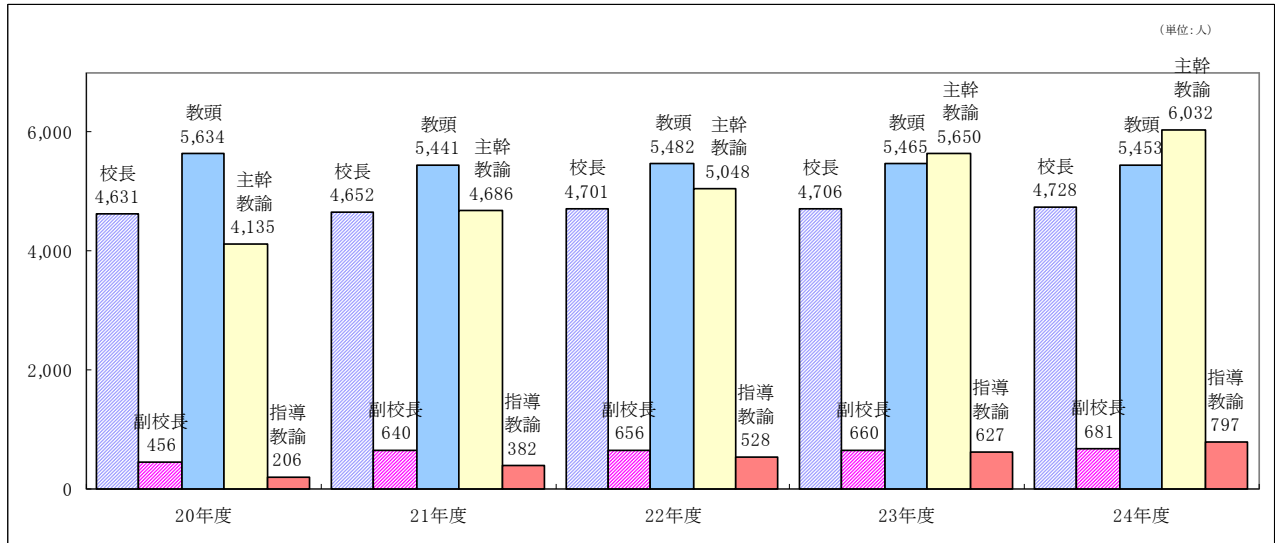


(2) 校長・副校長・教頭登用者の年齢状況（過去10年間）



(3) 女性の校長等人数

(ア) 女性の校長等人数 (過去5年間)



(イ) 校長等人数に占める女性の割合 (過去5年間)

(単位:人、%)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
校長	4,631(12.9)	4,652(13.1)	4,701(13.3)	4,706(13.5)	4,728(13.7)
副校長	456(17.8)	640(18.9)	656(19.0)	660(18.8)	681(19.2)
教頭	5,634(15.3)	5,441(15.3)	5,482(15.6)	5,465(15.7)	5,453(15.8)
上記3職	10,721(14.3)	10,733(14.4)	10,839(14.7)	10,831(14.8)	10,862(15.0)
主幹教諭	4,135(32.0)	4,686(30.6)	5,048(31.0)	5,650(31.8)	6,032(32.4)
指導教諭	206(48.1)	382(51.8)	528(52.6)	627(51.4)	797(54.2)
上記5職	15,062(16.5)	15,801(17.4)	16,415(18.0)	17,108(18.6)	17,691(19.1)

(注) カッコ内は女性の割合

※第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、成果目標として、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を平成32年度までに30%とすることが挙げられている。

(4) 校長及び副校長等の平均在職年数

(ア) 校長及び副校長等の1校当たり平均在職年数

平成23年度末に退職した校長が、校長として在職していた期間の1校当たり平均在職年数は、全体で2.9年となっている。

平成24年度に新たに校長として登用された者が、副校長、教頭として在職していた期間の1校当たり平均在職年数は、全体で2.5年となっている。

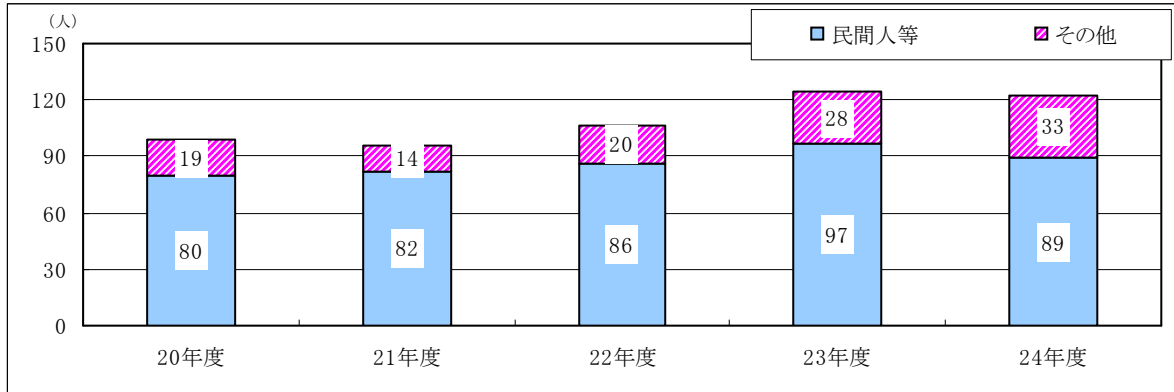
(イ) 校長及び副校長等の1人当たり平均在職年数

平成23年度末に退職した校長が、校長として在職していた期間の1人当たり平均在職年数は、全体で5.6年となっている。

平成24年度に新たに校長として登用された者が、副校長、教頭として在職していた期間の1人当たり平均在職年数は、全体で4.4年となっている。

(5) 民間人校長及び民間人副校長等の任用状況について

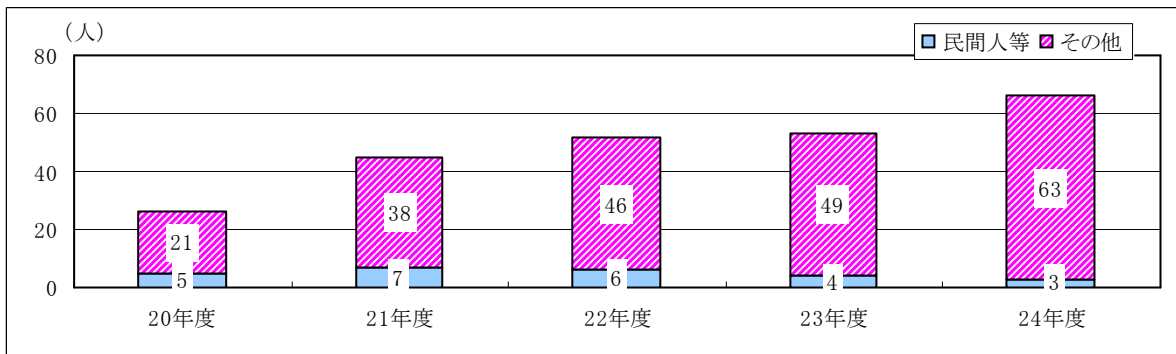
(ア) 公立学校への民間人校長の任用者数の推移（過去5年間）



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
民間人等	80人 (39教委)	82人 (40教委)	86人 (36教委)	97人 (38教委)	89人 (30教委)
その他	19人 (11教委)	14人 (8教委)	20人 (14教委)	28人 (15教委)	33人 (13教委)
合計	99人 (42教委)	96人 (43教委)	106人 (43教委)	125人 (45教委)	122人 (34教委)

- (注1) 数字は各年度の4月1日時点における校長の任用者数である。
 (注2) 「民間人等」とは、原則として「教育に関する職」に就いた経験がない者をいう。
 (注3) 「その他」とは、「教育に関する職」に10年以上就いた経験がある者をいう。
 (注4) 表の任用者数の後の()は都道府県・政令指定都市教育委員会数。

(イ) 公立学校への民間副校長等の任用者数の推移（過去5年間）

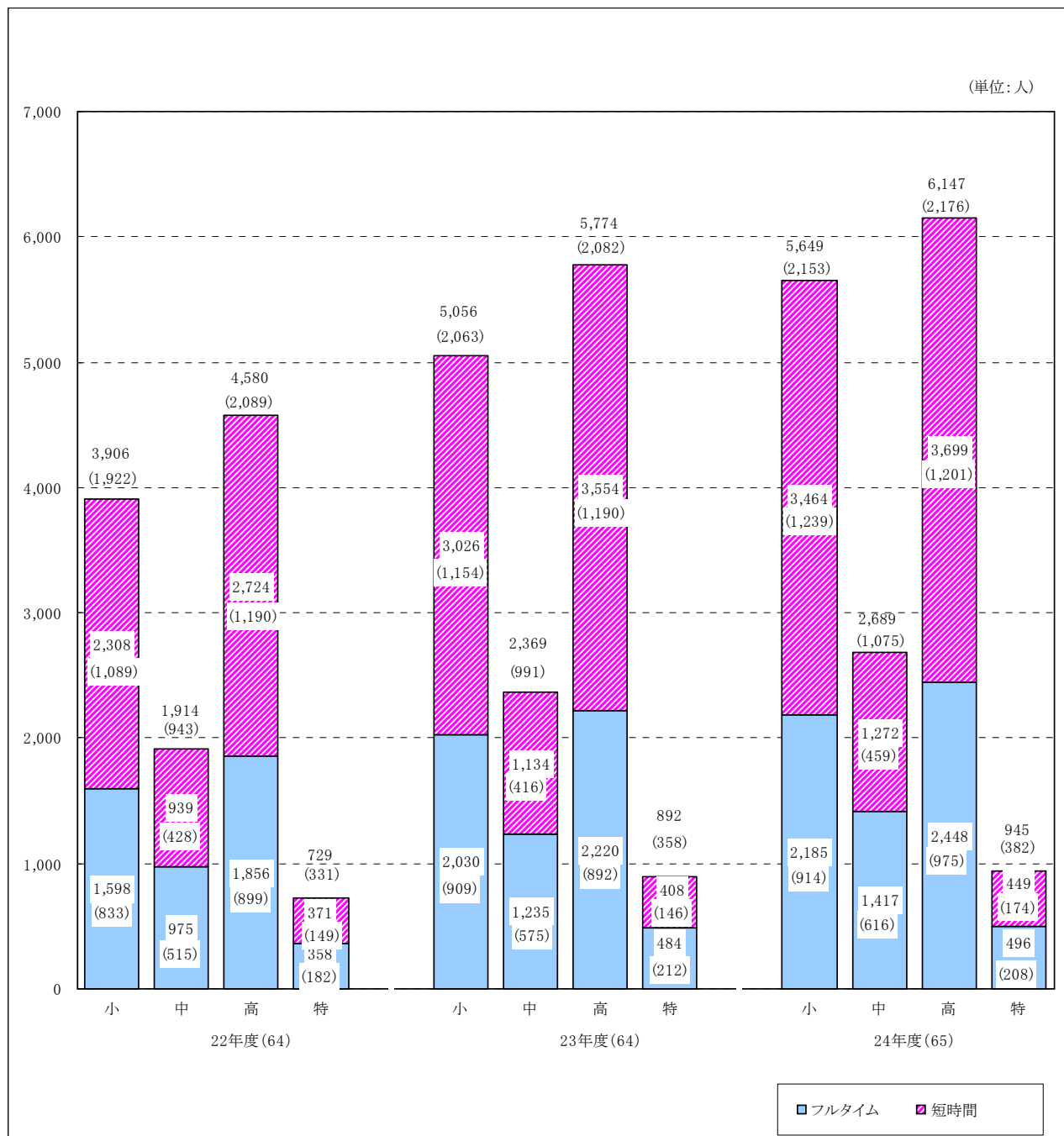


	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
民間人等	5人 (3教委)	7人 (3教委)	6人 (4教委)	4人 (2教委)	3人 (2教委)
その他	21人 (8教委)	38人 (13教委)	46人 (16教委)	49人 (16教委)	63人 (14教委)
合計	26人 (10教委)	45人 (16教委)	52人 (19教委)	53人 (17教委)	66人 (15教委)

- (注1) 数字は各年度の4月1日時点における副校長等（副校長及び教頭）の任用者数である。
 (注2) 「民間人等」とは、原則として「教育に関する職」に就いた経験がない者をいう。
 (注3) 「その他」とは、「教育に関する職」に10年以上就いた経験がある者をいう。
 (注4) 表の任用者数の後の()は都道府県・政令指定都市教育委員会数。

6. 教職員の再任用について

(1) 都道府県・指定都市教育委員会における教職員の校種別・勤務形態別再任用状況（過去3年間）



(注1) グラフ内 () は新規で内数。

(注2) 年度の後の () は採用を実施している都道府県・指定都市教育委員会数。

(注3) 高には中等教育学校の教員数を含む。

(2) 教職員の再任用状況 (職種別) (過去3年間)

(ア) 教職員の再任用状況 (全体) (過去3年間)

(単位:人)

年度 勤務形態	職種	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	職員	学校栄養	実習助手	事務職員	指導員	寄宿舎	事務局職員	教育委員会	その他	小計
		22年度	短	311	27	173	186	7	4,659	65	5	46	117	616	11	2	117	2	117
	フ	416	20	95	155	7	3,050	188	21	38	275	472	30	3	17	3	17	4,787	
	計	727	47	268	341	14	7,709	253	26	84	392	1,088	41	5	134	5	134	11,129	
23年度	短	425	28	266	342	29	5,892	55	5	55	146	682	11	2	184	2	184	8,122	
	フ	470	33	131	253	18	3,774	204	19	40	331	627	39	5	25	5	25	5,969	
	計	895	61	397	595	47	9,666	259	24	95	477	1,309	50	7	209	7	209	14,091	
24年度	短	495	28	253	397	63	6,566	52	6	43	133	638	6	3	201	3	201	8,884	
	フ	531	34	132	300	33	4,179	195	13	45	336	670	41	7	30	7	30	6,546	
	計	1,026	62	385	697	96	10,745	247	19	88	469	1,308	47	10	231	10	231	15,430	

(注1)「フ」はフルタイム勤務、「短」は短時間勤務を示す。

(注2)「その他」には講師等を含む。

(イ) 教職員の再任用状況 (新規) (過去3年間)

(単位:人)

年度 勤務形態	職種	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	職員	学校栄養	実習助手	事務職員	指導員	寄宿舎	事務局職員	教育委員会	その他	小計
		22年度	短	170	16	87	111	6	2,105	35	3	20	36	248	1	2	16	2	16
	フ	221	10	58	97	7	1,513	88	11	21	136	242	11	2	12	2	12	2,429	
	計	391	26	145	208	13	3,618	123	14	41	172	490	12	4	28	4	28	5,285	
23年度	短	200	19	121	154	4	2,093	20	2	17	47	210	1	1	17	1	17	2,906	
	フ	213	17	61	143	8	1,653	80	5	14	114	249	16	3	12	3	12	2,588	
	計	413	36	182	297	12	3,746	100	7	31	161	459	17	4	29	4	29	5,494	
24年度	短	202	13	95	162	11	2,295	16	2	10	46	202	3	1	15	1	15	3,073	
	フ	253	17	63	155	11	1,707	77	5	17	111	252	17	7	21	7	21	2,713	
	計	455	30	158	317	22	4,002	93	7	27	157	454	20	8	36	8	36	5,786	

(注1)「フ」はフルタイム勤務、「短」は短時間勤務を示す。

(注2)「その他」には講師等を含む。

(参考)

(単位:人)

	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	講師	養護教諭	養護助教諭	栄養教諭	実習助手
本務教員数(59歳)	5,383	155	1,040	656	29	11,091	6	59	698	6	57	395

(注1)平成22年度学校教員統計調査より。

(注2)上記年齢は平成22年10月1日現在のものである。

(ウ) 再任用後に就いている職の状況 (全体) (過去3年間)

(単位:人)

年度	再任用後の職	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	職員	学校栄養	実習助手	事務職員	指導員	寄宿舎	事務局職員	教育委員会	その他						
		フ	フ	フ	フ	フ	短	フ	短	フ	短	フ	短	フ	短	フ	短	フ	短					
22年度		287	14	2	45	35	3,346	5,284	188	70	20	5	37	46	277	116	475	575	30	11	0	27	31	208
23年度		298	15	1	63	0	4,257	6,862	218	54	20	5	39	55	336	144	627	675	39	11	2	32	54	284
24年度		348	17	0	69	31	4,696	7,670	210	52	13	6	46	43	337	133	677	627	41	6	1	40	60	307

(注1)「フ」はフルタイム勤務、「短」は短時間勤務を示す。

(注2)「その他」には講師等を含む。

(エ) 再任用後に就いている職の状況 (新規) (過去3年間)

(単位:人)

年度	再任用後の職	校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	職員	学校栄養	実習助手	事務職員	指導員	寄宿舎	事務局職員	教育委員会	その他						
		フ	フ	フ	フ	フ	短	フ	短	フ	短	フ	短	フ	短	フ	短	フ	短					
22年度		151	5	1	32	0	1,709	2,405	90	36	9	3	23	20	136	35	245	244	11	1	0	12	17	100
23年度		127	5	0	30	0	1,907	2,492	88	21	4	2	15	17	119	45	250	209	16	1	0	11	27	108
24年度		163	10	0	25	31	1,959	2,680	86	15	5	2	18	10	112	46	258	192	17	3	1	20	28	105

(注1)「フ」はフルタイム勤務、「短」は短時間勤務を示す。

(注2)「その他」には講師等を含む。